

出展企業募集 観音寺市就活フェアinサンポート高松



市内の元気企業をPRするとともに、市内での就職およびU・I・Jターン就職の促進、市内企業の人材確保を支援するため、観音寺市就職説明会を開催します。

また、就活フェアに参加いただく企業を対象として、「採用基礎講座」を実施します。将来の貴社を背負って立つ人材を発掘するために、ぜひ参加してください。

時 3月23日(土)午後1時～午後4時

所 高松シンボルタワーホール棟1階展示場

対 市内に事業所を有すること

平成32年度新規採用者を募集予定であること

募集予定企業数 30社

出展料 無料

受 1月4日(金)～18日(金)

注 募集要項や申し込みフォーム等は、市ホームページに掲載しています。

申問 商工観光課 ☎23-3933

観音寺ブランド認証品募集



観音寺ブランドとは、全国に誇る、観音寺市産の農林水産物やその加工品を市独自のブランドとして認証し、広くPRすることで市の農林水産物の振興やイメージアップを図る制度です。あなたが生産する自慢の産品を募集します。

受 1月28日(月)～2月8日(金)

※土・日曜日を除く

募集する認証品の種類

市内で生産された農林水産物またはそれらを原料とした市内で生産された加工品

対 市内に住所を有する個人や法人など

審査 観音寺ブランド認証委員会を実施

注 制度の詳細や申請方法、特典などは、市ホームページで確認してください。

申問 農林水産課 ☎23-3931

自慢の産品をお待ちしています!



パブリック・コメントを募集します

市民の皆さんの意見を募集します。

件名	観音寺市自転車等の放置防止に関する条例(案)	第2次観音寺市男女共同参画計画(案)
概要	観音寺市自転車等の放置防止に関する条例の制定	男女共同参画のまちづくりを推進するための基本計画を策定
公募期間	1月4日(金)～2月4日(月)	1月16日(水)～2月14日(木)
資料配置場所	1月4日(金)から都市整備課、市役所総合案内所、各支所に配置。市ホームページでも公開	1月16日(水)から企画課、市役所総合案内所、各支所に配置。市ホームページでも公開
提出先	〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市都市整備課 FAX 23-3967 Eメール toshiseibi@city.kanonji.lg.jp	〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市企画課男女共同参画推進室 FAX 23-3920 Eメール danjyo@city.kanonji.lg.jp
提出方法	指定の意見書に必要事項を明記の上、郵送またはファクス、電子メール、持参により提出(郵送の場合は当日必着)	
注意	電話や口頭、匿名での意見は受け付けできません。	
問い合わせ先	都市整備課 ☎23-3918	企画課 ☎23-3917

～ふるさと納税のお願い～

がんばれ観音寺応援寄附金

年末年始に帰省している親戚、友人やお知り合いの人に、この制度を紹介いただき、全国各地から観音寺市への応援(ふるさと納税)をお願いします。



お届けするお礼の品数が増えました

がんばれ観音寺応援寄附金とは

「観音寺から離れているけれど、ふるさと観音寺を応援したい」そのような人から寄附金を募り、活気あるまちづくりに役立てる制度です。

寄附をすると、現在住んでいる市区町村に納めている住民税などが一部控除されるほか、市外在住で5千円以上の寄附をしていただいた人には、お礼の気持ちを込めて観音寺の特産品をお贈りします。



申込み窓口が増え、寄附金による応援がより、お手軽に!

申し込み方法

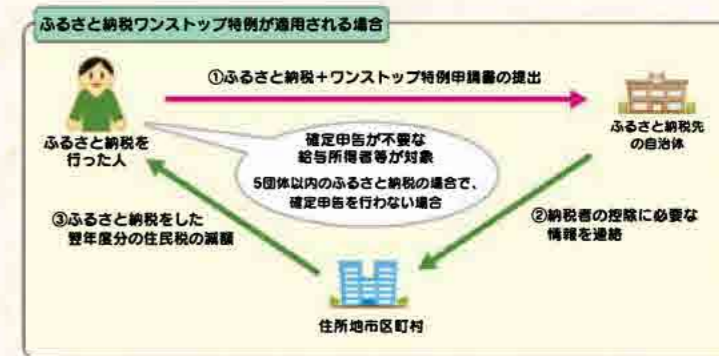
市ホームページに掲載している、ふるさと納税サイトから申し込みいただくか、申込書をダウンロードし、電子メールまたはファクスで申し込むこともできます。

払込取扱票による郵便局からの振り込みやクレジットカード決済に加え、コンビニエンスストアでの決済ができるサイトも増えました。

お礼の品のカタログおよび払込取扱票の付いたパンフレットが必要な場合は、下記まで問い合わせてください。

便利なワンストップ特例制度があります

給与所得者のうち確定申告をする必要のない人が、寄附先団体にふるさと納税の控除申請を代わりに行うよう要請できる仕組みです。ぜひ利用してください。



詳しくは、市ホームページの市政情報→市の取り組み→ふるさと納税で確認してください。

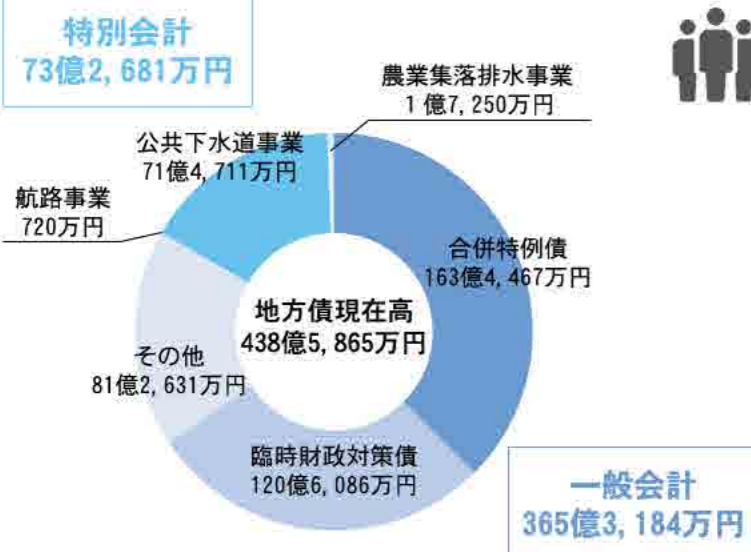
問 ふるさと活力創生課

☎0875-23-7803

✉ furusato@city.kanonji.lg.jp

☎0875-23-3920

地方債・一時借入金



市民1人あたりの地方債※
72万3,764円
臨時財政対策債・合併特例債を除く場合
25万5,010円

地方債とは、公共下水道などの公営企業の経費や道路、公共施設の整備など多額の費用がかかる事業の財源とするため、国や銀行などから長期にわたって借り入れている資金です。

■合併特例債
合併後の市町村の一体性の確立や均衡ある発展などを目的とした事業を実施するために発行する地方債です。償還費用の70%が国から地方交付税で補てんされます。

■臨時財政対策債
国から交付される地方交付税の不足分を補うために、地方公共団体が発行する地方債です。償還費用の全額が、将来的に国から地方交付税で補てんされます。

■一時借入金の状況

平成30年度上半期(平成30年9月30日現在)における一時借入金はありません。

市の財産

基金



市民1人あたりの基金※
12万3,559円

基金は、家庭でいう「貯金」に当たります。基金には、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金と特定の目的のために積み立てている特定目的基金があります。

財政調整基金	34億5,244万円
その他の基金	40億3,499万円
合計	74億8,743万円

市有財産



土地
12,441,549㎡



建物
322,511㎡

※市民1人あたりの地方債、基金現在高は人口60,598人(平成30年10月1日現在の住民基本台帳による)で計算

上半期の主な実施事業

にぎわいプロジェクト

- ・中小企業振興事業
- ・新規就農者サポート事業
- ・中央七間橋線改築事業(七間橋工区)
- ・スマートインターチェンジ整備事業
- ・交流定住促進事業



尼崎中央公園で開催した市PRフェア

やすらぎプロジェクト

- ・自治会活動支援事業
- ・地域防災推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・ごみ減量化対策事業



豊田地区の防災訓練

ときめきプロジェクト

- ・豊浜小学校改築事業
- ・観音寺中央幼稚園建設事業
- ・小学校施設大規模改造事業
- ・中学校施設大規模改造事業
- ・市民会館活用促進事業



市民ミュージカル

観音寺市の家計簿

平成30年度上半期の財政事情

平成30年4月1日から9月30日までの財政事情をお知らせします。(平成30年9月30日現在)

問 総務課財政係 ☎ 23-3900

一般会計

予算現額 280億117万円

収入済額 127億7,705万円(収入率45.6%)

支出済額 97億1,007万円(執行率34.7%)

	予算現額	収入済額(収入率)
市税	85億6,032万円	60億4,865万円(70.7%)
地方交付税	52億3,380万円	35億2,214万円(66.9%)
その他の交付金	13億2,118万円	7億3,398万円(55.6%)
分担金及び負担金 使用料及び手数料	7億2,334万円	3億1,191万円(43.1%)
国庫支出金	33億4,949万円	11億4,866万円(34.3%)
県支出金	22億4,493万円	3億4,098万円(15.5%)
繰入金	18億9,027万円	0円(0%)
諸収入	6億9,488万円	6,019万円(8.7%)
歳入	市債	32億6,900万円
	その他	8億1,606万円
		6億3,054万円(77.3%)

	予算現額	支出済額(執行率)	
総務費	26億3,177万円	9億6,740万円(36.8%)	
民生費	93億2,947万円	29億7,822万円(31.9%)	
衛生費	25億8,868万円	10億7,624万円(41.6%)	
農林水産業費	18億6,457万円	3億9,215万円(21.0%)	
商工費	5億3,803万円	3億6,780万円(68.4%)	
土木費	23億5,219万円	3億4,264万円(14.6%)	
消防費	9億9,652万円	6億2,018万円(62.2%)	
教育費	40億5,507万円	14億6,014万円(36.5%)	
公債費	32億3,657万円	13億4,384万円(41.5%)	
議会費など	4億5,830万円	1億6,146万円(35.2%)	

特別会計

特別会計とは、特定の目的のために設置し、一般会計とは区別して経理する会計のことです。

特別会計名	予算現額	収入済額 A	支出済額 B	差引額 A-B
施設貸付事業	1億683万円	5,582万円	829万円	4,753万円
国民健康保険事業	75億7,100万円	29億2,405万円	30億1,677万円	△7,762万円
国民健康保険伊吹診療所	5,900万円	1,094万円	2,490万円	△1,396万円
後期高齢者医療事業	9億300万円	2億8,210万円	2億9,454万円	△1,244万円
介護保険事業	59億9,032万円	23億1,935万円	23億4,599万円	△2,664万円
介護予防サービス事業	3,800万円	718万円	1,600万円	△882万円
航路事業	2億7,935万円	7,132万円	9,576万円	△2,444万円
粟井財産区	707万円	723万円	29万円	694万円
粟井坂瀬山林	1,454万円	1,484万円	6万円	1,478万円
公共下水道事業	17億7,964万円	3億9,764万円	4億2,287万円	△264万円
農業集落排水事業	3,900万円	736万円	1,570万円	△834万円

市・県民税(住民税)、国民健康保険税等の 申告相談が始まります

問 税務課市民税係 ☎ 23-3922

●申告相談期間

平成31年 2月14日(木)～3月15日(金)

年金所得のみの人
大野原・豊浜地区 2月14日(木)
観音寺地区 3月4日(月)

●申告する所得

平成30年中の所得
(平成30年1月1日～12月31日)

※申告相談期間中は、税務課窓口での申告相談は
行いませんので、申告会場へお越しください。

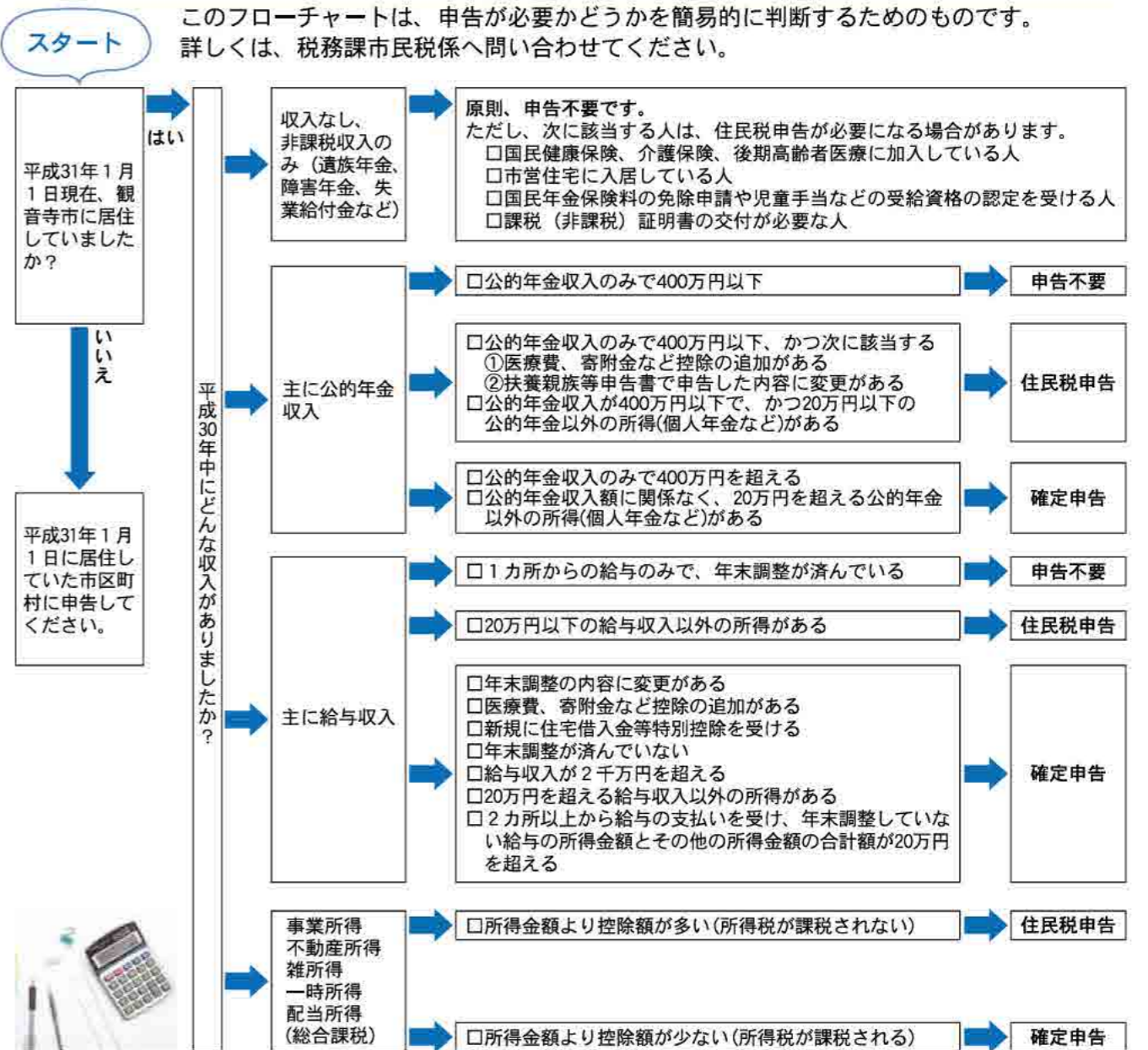
申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人確認書類(マイナンバーカードもしくは通知カード+運転免許証、保険証等)
- 事業所得(農業、営業等)や不動産所得がある人は、収入や必要経費が分かる帳簿や書類、領収書、収支内訳書等
- ※収支計算(売り上げから必要経費を差し引き、所得を算出)が必要な人は、事前に収支内訳書を完成させて申告会場へ持参してください。
- 給与所得がある人は給与所得の源泉徴収票(コピー不可)
- 年金を受給している人は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)
- 一時所得(生命保険一時金、損害保険返戻金など)や雑所得(個人年金、太陽光発電売電収入など)がある人は、その収入や必要経費が分かるもの
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料(介護医療、個人年金含む)、地震保険料、寄附金等の支払いを証明するもの
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書等
- ※事前に明細書を完成させて申告会場へ持参してください。明細書の様式および制度の詳細は国税庁のホームページで確認してください。また、医療費または医薬品購入費の領収書の添付や提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間は自宅等で保管してください。
- 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金関係書類
- 通帳の口座番号(所得税の還付や納付、市・県民税の還付がある人のみ)

平成31年度(平成30年分) 申告相談日程表

受付日	受付会場	申告受付地区	
		午前(9:00～12:00)	午後(13:00～16:00)
2月14日(木)	豊浜 中央公民館 2階講堂 (旧文化会館)	大野原・豊浜地区で年金以外に所得がない人	
15日(金)		本町、中之町	上田井、東町、港町、南
18日(月)		東浜、須賀	北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林
19日(火)		長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手	関谷、堀切、西原、箕浦
20日(水)	大野原 中央公民館 3階講義室 (大野原支所)	海老濱、有木、田野々	内野々、井関
21日(木)		高尾、大造、大福、大道、上中、下中	中村、早本、道上、笠松、寺家
22日(金)		高松、上杉林、下杉林、辻	西の後、八兵、大鞠、大鞠西団地、宮之下、下木屋
25日(月)		残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、雇用促進	十三塚、林、礼場
26日(火)		屋敷、瀬後、豆塚、雉子原	四軒屋、白坂、石砂
27日(水)		池之内、福田原、丸井南	西丸井、丸井北、青岡
28日(木)		赤岡、東村	中央、安井
3月1日(金)		花福北、本村	中林、先林
2日(土)	伊吹支所	伊吹町	伊吹町
4日(月)	市役所2階 203会議室	観音寺地区で年金以外に所得がない人	
5日(火)		流岡町	村黒町、出作町
6日(水)		新田町	池之尻町
7日(木)		原町、柞田町(中出、上出)	柞田町(黒淵、下出)
8日(金)		柞田町(八丁、山王、下野、北岡、玉田)	柞田町(大畑、油井、山田)
11日(月)		粟井町(上野、奥谷、宮下団地)、木之郷町	粟井町(出晴、信末、本庄、常次、竹成)
12日(火)		吉岡町、本大町	中田井町、古川町
13日(水)		室本町、高屋町(西上、西下)	高屋町(西上、西下以外)
14日(木)		茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町	坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、三架橋、駅通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若
15日(金)		南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町	植田町

申告フローチャート(申告が必要かどうか確認を)



便利!

確定申告書等作成コーナーの利用を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書等が作成できます。詳しくは、e-Taxホームページや最寄りの税務署で確認してください。



申告相談(確定申告)時のお願い

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。申告の際には、本人確認書類の提示または写しを添付してください。なお、扶養親族についても、申告書にマイナンバーの記載が必要です(書類の提示・添付は不要)。

【申告時の本人確認書類】

- マイナンバーカードを持っている人
マイナンバーカードのみ
- マイナンバーカードを持っていない人
通知カード+運転免許証または保険証等

